

1832年解剖学校規制法の成立（2）

—1828年議会特別委員会報告書（後）—

栗 田 和 典

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）
第20巻第2号（2022年3月）抜刷

【研究ノート】

1832年解剖学校規制法の成立 (2)

—1828年議会特別委員会報告書¹ (後)—

栗田和典

(承前)

10の論点は相互に関連し、重複するものもある。また、証言者にはひとつかふたつの論点にかんして質疑のあった者（たとえば、A.B., C.D., F.G. と記された墓あばき業者たち）も、最初に取り調べられたサ・アストリ・クーパのように、ほぼすべてについて応答をもとめられた者もいた。後者の場合には一問一答形式でやりとりされた質疑応答の数が増えた。取り調べのおこなわれた証言者の順にならべて「E 番号. 証言者」の形式で示し、1474回の質疑応答のうちの応答数を以下に記す。

- | | |
|--|------------------------------------|
| E1. Sir Astley Cooper : 102 | E2. Benjamin Collins Brodie : 67 |
| E3. John Abernethy : 47 | E4. William Lawrence : 35+3 |
| E5. Henry Field : 14 | E6. Joseph Henry Green : 53 |
| E7. Caesar Hawkins : 41 | E8. Herbert Mayo : 28 |
| E9. James Paterson : 4 | E10. Richard Dugard Grainger : 37 |
| E11. James Somerville : 77 | E12. James Richard Bennett : 59+15 |
| E13. David Barry : 64 | E14. Gustav Himly : 31 |
| E15. James Moncrieff Arnott : 20 | E16. Gaetano Negri : 26 |
| E17. Granville Sharp Pattison : 42+14 | |
| E18. A.B. [匿名] : 58 | E19. John Webster : 27 |
| E20. David Gale Arnott : 24 | E21. Sir Henry Halford : 32 |
| E22. Thomas Rose : 27 | E23. Peregrine Fernandez : 15 |
| E24. Joshua Brookes : 13 | E25. Southwood Smith : 20 |
| E26. John Watson : 7 | E27. Benjamin Harrison : 88 |
| E28. Thomas Halls : 55 | E29. Samuel Twyford : 46 |
| E30. William Ballantine & Thomas Richbell : 45 | |

¹ *Report from the Select Committee on Anatomy* (1828).

- E31. James Glennon & Richard Pople : 39
 E32. James Macartney : 74 E33. Thomas Wakley : 37
 E34. Edmund Belfour : 11 E35. C.D. [匿名] : 33
 E36. F.G. [匿名] : 2 E37. William Aldous : 13
 E38. Richard Spike : 28

最初に登場した王認外科医師会会長クーパ、ガイズ院の実質的な経営者であったベンジャミン・ハリソン、内科医で解剖助手の経験が豊富であったジェイムズ・サマヴィル、死体試料の豊富なダブリンのトリニティ・コレジ外科教授のジェイムズ・マカートニなどの回数が多い。墓あばき業者の最初に登場した匿名 A.B.も58回の質疑に回答した。

ここからは、10の論点を順にたどり、主たる応答を記す。報告書のなかで特定できるように、応答は「Q 番号 (上記の E 番号)」の形式で示した。

1) 解剖学、解剖実習の必要

解剖学および解剖実習の必要をありとする以外の応答はない。とくに、王認外科医師会、王認内科医師会、王認薬種商協会の関係者は、このふたつが学位の審査要件であると強調した。

Q2 (E1) : 解剖なくして解剖学はありえず、解剖学は北極星のごときものであり、というのも、解剖学なくして外科医は何もなしえないからである……。

Q14 (E1) : その者が死者に手術したことがなければ、かならずや生者をズタズタに切り裂くにちがいない。

Q181 (E3) : 解剖をやらないのは謀殺を犯すのと同様である。〔略〕第一に、医学または外科学の知識は解剖学が実践的に教授され、学習されることのみにしたがって獲得され、高められる。

Q895 (E21) : 一般開業医、いわゆる薬種商にとって、外科医や内科医とおなじく、解剖による解剖学の知識は得るべき非常に重要なもの……開業医にとって絶対的に必要なものであろう。

解剖による医学上の知見が増加すれば手術件数は減少するものであり、逆に、手術に無知な開業医は患者を手術が手遅れになる状態まで放置することが頻繁にあると非難する応答もあった。未熟な外科医をなくすことは、富者にも貧者にも、とくに後者に益のある貢献とうったえ、外科学または医学全般の深化と展開を公共善にむすびつけて正当化する論であった。

Q19 (E1) : 〔解剖学の学識が困難かつ高価にされると、その〕禍は確実に貧者にふりかかる。……しかし、教育がわれらじしんの国に制限されるなら、……富者も貧者

1832年解剖学校規制法の成立

も両方ともがかならずや無知で未熟な外科医の犠牲者となる。

Q191 (E3) : [死体を獲得する容易さから得られる解剖学的な知見の普及は、富者は有資格者を金銭で得ることが可能であるから、富者よりも貧者に恩恵があるのは] たしかにそのとおりである。

Q352 (E7) : 共同体のいずれの部分も解剖学の学習が阻害されることによって害をこうむるかは、疑問の余地なく、貧民と中間階層である。

Q387 (E8) : それゆえ、とくに貧民の利益のために、外科医とあらゆる類いの開業医は開業する以前に十分な教育を受けるべきである。

Q986 (E25) : ミドルクラスと貧困な階層が十分な外科学教育を安価に、獲得しやすくすることに関心がある……のはたしかである。

2) 死体をもちいた手術実習、死体の必要数、模型の使用、学位の授与

ロンドンにはほぼ700人の医学生がおり、平均して16か月におよぶ課程で学習した。そのうちで実際に解剖する学生は500名強、16か月間に必要な死体数は学生ひとりあたりに3体との証言がある。4, 5年の教育期間を前提にして5体の解剖が開業には必要であるとの応答もあり、そのためには年間に500体、できれば700体の死体試料のあるのがのぞましかった。学生ひとりが1年間に必要とする死体試料数を直接に問うやりとりもあり、1.5体から6体までの応答がなされた。

Q137 (E2) : じっさいに解剖する学生は500名強ではないかと思う。

Q26 (E1) : そのあとに外科医業をおこなうのであれば、3体は必須である。

Q219 (E4) : 外科で開業するのであれば、学生は年間に解剖その他のために3, 4体を使用できるようにするべきである。

Q280 (E6) : 1年間に平均して解剖に割りあてたい死体試料の数は3体である。

Q336 (E7) : 1年間に解剖する生徒1名にあたえられる死体試料の数はさまざまであるが、ひとりの学生あたり解剖するのに1.5体を下回るべきではなく、手術練習に0.5体として2体が必須である。

死体をもちいた手術実習の必要は、外科の開業医として手術をするのに十分な技術を修得することに尽きる。実習が外科学教育の本質的な部分であることは、くり返し委員会がたずね、くり返し応答にあらわれた。必要な死体試料の数をあえて設定せず、資格や学位を付与されて開業したあとであっても、解剖学の知識を更新するようにもとめる意見もあった。なお、模型をもちいた教育は否定され、何よりも生の人体が第一とされた。

Q244 (E4) : 死体に手術を実習したのち、生きている者にほどこすようにもとめられるのが本質的であると考える。

Q595 (E13) : 死体に手術をおこなって経験を獲得しないうちに生者におこなうと、

ほぼ確実に、非常にぶざままで不十分なやりかたで最初の手術をおこなわねばならず……。

Q1295 (E32) : 自分の意見をいえば……、1体でも、2体でも、10体でも、学生に必須のていどの解剖学の知識をあたえることはない。……さらにいえば、専門職の男が解剖学的な知識を生涯にわたって獲得したり、たずさえたりすることはなく、期間をおいて更新されなければならない。

Q90 (E1) : 外科医師会では解剖学についての無知から不合格とせざるをえない。……熱意の不足でなく、適切な教育および専門職について学習する機会の欠如に帰せられる。

Q15 (E1) : 死体の代わりに模型では不可能である。なぜなら……人体構造の知識はものの名称を知るばかりでなく、相関的な状況についても知ることからなっている。

外科学の教育に不可欠とされた実習では外国が優位であった。フランス、アメリカ、イタリアなどとの比較のなかで、利用できる死体試料の数量の差が強調される。

Q838 (E19) : 学生が外科学教育の在学中に……解剖すべき死体試料の数は8から10体であると考えられ、……イタリア人学生から判断するとそれ以上でもある。

Q840 (E19) : 外国の学生がイングランド人の学生にたいしてもつ優位の一つは……死体試料にたいしてあらゆる種類の手術をほどこす豊富な機会のあることであり、教授のゆるしがあれば好きなだけ機会をもてる。

Q972 (E17) : アメリカでは……外科医が……外科の主要な手術を死体で実施する機会がつかねにある。

3) 学校数、学生数、学生にたいする死体の必要数

2) でも言及したが、解剖学校の設置数とそこで解剖学の知識の修得を目指す学生の人数は死体の供給確保をもとめる根拠であった。かつてはロンドンのみであった解剖学校が地方都市にも設立され、死体試料の必要数を増加させ、解剖学の学習と手術実習の実施を可能にするのに過当競争ともいえる状況が現出した。解剖学教師の一部には離職がはじまり、学校や教室のなかには廃校や廃業するところもあった。

Q176 (E3 の著書) : 毎年ロンドンへ200人以上の若者が解剖学の知識の蓄積を獲得するために上京してくる……解剖学の学習は不可欠であり、妨げられてはならない。

Q1277 (E32) : 1798年には三つの病院の学校とウィンドミル街とブルクス氏の学校の全部でたった5校であった。……聖バーソロミュー院に約70名の学生がいた。バラには約110名……であった。ウィンドミル街とブルクス氏のところにそれぞれ約60名であり……全部でおよそ300名の解剖学生がいたことになる。……私営学校の数は……いまやロンドンに11校、地方に4校である。この事態が……死体を獲得するのに困難をもたらす主要な原因の一つになった。

Appendix, No 19. (E24) :

1832年解剖学校規制法の成立

ロンドンの解剖学教室に供給する、現在のまさしく不完全であり、きわめて高くつき、非合法的な方式を破棄して、効果的で、安価で、合法的な方式にとりかえ、そうして学生がパリに移らなくてすむようにすることです。……この学生の流出は……ロンドンの学校の完全な破滅となりましょう。

〔略〕わたしたちの計算では……この都市においてほかの解剖学の授業にさらに700人の若いジェントルマンが出席しているとしてさしつかえありません……。と申しますのも、バラの学校におきましても解剖学と外科学の講義につねに何百人もの学生があつまりますし、聖バーソロミュー院やロンドン院の教授のすぐれた能力によって、さらに数百の生徒の出席が確保されます。さらにくわえて、……ほかの定評のあるロンドンの解剖学教室の学生たちもいるのです。

Q421 (E10) : 死体試料の不足から講義の期間に頻繁な中断は生じないが、しかし、解剖の授業には中断がある。

Q422 (E10) : 期間のはじまりの時期に、……6週間、または2か月、あるいはより長期間に何もすることもないままにしているとすれば、興味は消え去り、怠惰が悪習をうみだすから有害かもしれない。

Q432 (E11) : 必要な死体供給を獲得するのに生じる困難の大きさは、6, 7週にわたって休校にするほどであった。

Q433 (E11) : 墓あばき業者は都市にやってきたばかりの生徒が解剖を非常につづけたがると知悉しており、……価格をつり上げるために困難をつくりだす。……一定の時間につづけられないと、生徒は熱意をうしない、怠惰の習慣に入りこむ……。

Q412 (E10) : 私営学校の教師が大きな病院に附属した公営学校の教授以上に死体を獲得する困難から害をこうむるのではなく、墓あばき業者から供給が得られているかぎり、ほぼ同等であると思う。ほかにも病院では死体を獲得する手段があり、もちろん病院の学校のほうが有利ではある。

Q415 (E10) : 教えることを辞めたり、あきらめたりせざるをえないことがいくつもあり、供給を確保する困難がもっとも影響力の大きな要因である。

Q952 (E24) : 私営施設の運営者 (head) は、より大規模な施設の運営者とおなじく、慣習的に学生に死体試料を非常に穏当な価格で提供することを余儀なくされ、実際に教えることを継続できない……、負け組である。

4) 死体の確保手段、価格

死体試料を確保する手段として、1828年の時点では墓の掘りかえし (exhumation) に頼らざるをえなかった。実習する学生も墓を掘りかえしたとはいえ、質疑応答に登場し、解剖学者が服従せざるをえない存在として言挙げされたのは墓あばき業者であった。墓の掘りかえしだけではもともと学校数の増加にたいして死体試料の数量が不足していたところに、死体置き場へ乱入して死体を破壊するなどの墓あばき業者

の蛮行によって墓と墓地の防衛が強化され、墓の掘りかえしの困難が増したことに価格の高騰の要因はまずもとめられた。価格は8ギニ、10ギニ以上、9ギニ、8.5ギニなどのさまざまな証言がある。ただし、死体試料を買いとる解剖学校の教師などは学生にたいして買取価格よりも廉価でまわした。供給源としての墓あばき業者を保護するために、かれらが窃盗や迷惑行為で裁判にかけられた場合には保釈金や投獄中の生活費として50ポンドから100ポンドを支出もした。また、供給源が不安定なことによって解剖の経験を積むことができず、若手医師の知識の劣化が不安視されてもいた。

Q33 (E1) : ロンドンの解剖学者は完全に墓あばき業者に服従している。その人物はかなりの才能を有しており、歯向かう者がいたときには死体の貯蔵所に乱入して解剖の役に立たないように損壊し……目的のためには夜盗のような行為をおこなうのをためらわなかった。

Q268 (E6) : 死体試料の必要数の確保はきわめて困難が大きい。

Q776 (E18) : ほかに仕事があっても、つづける価値のある仕事であり、……死体試料が得られるならばやる。……証言者が言明した手段のみによって生計を立てる〔墓あばきの〕 専業者である……。

Q30 (E1) : 〔死体試料の現在の価格は〕 8ギニ〔8ポンド8シル〕である。

Q223 (E4) : 最近に買ったものへは1体あたり10ギニーをあたえた。

Q269 (E6) : 死体試料の現価は9ギニーである。

Q425 (E10) : 死体1体あたりに支払うのは8.5ギニーである。

Q544 (E12) : 自分の私営学校をやめた理由は、学校の運営費が非常にかかり、それは死体の料金の結果であった。……1体に14ギニを支払って学生に8ギニであたえていた……。

Q340 (E7) : 墓あばき業者にたいしてはじめられた犯罪訴追、またはかれらが投獄されたことの結果として、解剖学校は非常にきびしい出費にさらされている。

Q426 (E10) : 記憶のかぎりで高価であったのは12ソブリン(ポンド)以上であり、……一人の墓あばき業者が2年間の投獄期間に週あたりにそれなりの額を支払い、50ポンドの支出を招いた。……今期には別の墓あばき業者の家族を扶養するのに数ギニーを支出した。

Q97 (E1) : 死体の価格が現在は高騰しており、学生は適切な教育をうけられない。……ここ2年以内のわれわれの若手は知識の点で劣化してきた。

墓の掘りかえし行為、墓あばき業者、死体かっぱらい業者による供給は不安定で高くつき、代替の手段がもとめられた。候補にあげられたのが大陸ヨーロッパやアイルランドからの輸入と献体などである。なかでも期待されたのが、公共の施設で死亡し、ひきとり手のあらわれない死体、しばしばもちいられた表現では「請求されない(unclaimed)」死体であった。これらは病院でおこなわれる死因の特定(検案)から

1832年解剖学校規制法の成立

の発想でもあった。その参考となったのがパリの事例である。中央政府の部局が死体試料の配分をコントロールする方式が委員会の関心事であった。

Appendix, No 3 (Edinburgh の王認外科医師会によって任命され、当市の内科学校と外科学校における解剖学実習の授業の状態について調査した委員会の報告) :

友人なく孤独で、世話をしてくれる誰もいないままで死亡した者たちの死体が(その数は現在の社会状況において不運にも大都市ではあまりに多い)解剖学の目的のために獲得できるなら、有益なすべての目的のために十分な供給が獲得されるであろう。

[略] 無価値の死体や友人なく死亡した者の死体を獲得することにあたえられる便宜が大きくなればそれだけ、社会のまっとうな部分の感情は……憤ることなく、……犯罪や士気の喪失もなくなるであろう。

Q394 (E10) : 供給を獲得するよりよき方法について、本日のこれまでの証言者たちと異なった意見はなく、……大きな供給源は請求されない死体である。

Q419 (E10) : 自発的な死体を解剖に流用することを容易にすれば、墓を保護する法律にひとしい効果が得られるのは確実である。……自発的な力が十分な供給をもたらすとは疑わしいので、何らかの強制力が友人のいない死者にたいしてなければならぬと考える。

Q512 (E12) : 内科医または外科医は……病気の性質を調査する目的のために死体をひらく権利を法律によって有している。……調査は病院の死体安置室でおこなわれる。学生による解剖の作業は院内では禁止されている……。

Q513 (E12) : [パリでは] 死後の遺体があつかわれ、さまざまな解剖学校へ運ばれる方法は完全に礼節を保っている。……いくつかの宗教的な儀式は病院に関係する聖職者によってとりおこなわれ、院内で24時間が経過するまで死体はとめおかれる。

Q604 (E13) : 遺体を獲得し、パリにある解剖学校にたいして配分する方法について……病院で学生たちは[死体の主が] 入院患者であるあいだと解剖台にいるときの関係しかない。……各病院に付属した礼拝堂があり、そこに安置された遺体にミサがおこなわれる。

Q480 (E11) : さまざまな病院からの……死体の供給は役人 *the chef des travaux anatomiques* の監督と運営のもとでおこなわれる。

Q630 (E12) : パリで解剖学校を開設する者は主要な二つの解剖施設の一つ以外ではゆるされない。

Q481 (E11) : パリにある解剖学校の数、大規模な公営学校の *L'Ecole de Medecine* と *La Pitié* の2校である。

Q580 (E13) : *Ecole Pratique* と *La Pitié* という2施設のシステムの差異は、*Ecole Pratique* では公開試験によってわけられた者による解剖のみがゆるされる。

Q582 (E13) : いかなる国民に属する者であろうともすべての人びとに……*Ecole Pratique* では解剖が認められる。

Q498 (E11) : 生徒が解剖することをゆるされる死体の数にはまったく制限がない。
 Q84 (E1) : [フランスにおける死体の価格は] 平均して7フランであった。

5) 墓あばき業者、死体の保有をめぐる法律の現状

墓を掘りかえして死体をもちだし、外科医に試料として販売することは違法であったが、しかし、死体のもちだしそのものを窃盗であるとして裁くことは困難であった。現代においてもいまだに司法の判断のわかれる死体の所有権の問題である。また、埋葬前の死体の窃盗は推測されても、墓あばき業者が親類や友人としてひきとり手を詐称したので、裁判にかけられる件数が少なかった。死体の掘りだし行為で裁けるのは、墓を開けてちらかすような公序良俗に反するもの (*contra bonos mores*) にかぎられた。ただし、墓あばき業者によれば、この行為は墓が空になったことを関係者に通知するものであった。

法的に問題にできず、しかし、キリスト教徒として埋葬された死体を掘りかえすというタブーを犯す行為であったがゆえに、人びとの憤りははげしかった。治安判事は見張りの強化のために火器の保持さえも認め、治安官や墓の守衛は業者を銃撃した。解剖実習や手術実習で使用する死体試料を確保するべく墓の掘りかえしをおこなった医学生もまた銃撃された。少人数の集団とおぼしき墓あばき業者内部でも商品である死体の獲得をめぐる乱闘があり、相互に密告して死体やとりひきの利益を奪いあった。

Appendix, No 21 (開廷期報告第2巻733ページから抜粋した訴訟) :

死者の遺言執行者にたいしてなされる危害は……屍衣を剥ぐことと地面を掘削するのに不法侵入することによってなされるとみなされ……当然のことながら、死体をもちさる行為は刑事犯罪ではない。

[略] しかし、法廷は……一般的な良識によればこの慣行は停止されるべきであり、この違法行為は刑事法廷において、きわめて淫らなもの、公序良俗に反するものとして審理できる……と述べた。

Q48 (E1) : [死体掘りの行為は、公衆の感情を逆なでするものとして、解剖全般にたいする] そうした嫌悪の大きな一因である。

Q1119 (E28) : ボウ街の官署に埋葬前に死体を窃盗した多くの事件のもちこまれることは……いっさい知らない。……嫌疑をかけたのは1件である。

Q1256 (E31) : 多くの死体が、家屋に押し入ることや埋葬する前の死体を窃盗することによって獲得されることは……きわめて多かった。

Q1465 (E38) : 墓あばき業者によって親類や友人が詐称されることは……知っていることからはいえないが、それはあると考える。

Q789 (E18) : 警告のために、墓をあけ、ちらかしたままに……する。

Q322 (E7) : 困難の増大が帰せられるのは、治安判事が何らかの発見をした場合の

1832年解剖学校規制法の成立

活動のきびしさが増し、絶えずくり返される発見が解剖にたいする人びとの偏見を増し、墓の掘りかえしをふせぐように監視が強化されたことである。

Q766 (E18) : [死体試料の] 不足が起因すると考えられるのは、……ロンドンにあるあらゆる墓地で火器をもった者による見張りが日暮れから朝までおこなわれることである。

Q770 (E18) : まず第一に……撃たれるし、つぎに、教区によって訴追され、6か月または12か月の投獄となる。

Q799 (E18) : 現在はロンドンにある埋葬場に入って死体を移すのに……非常に危険がともなう。なぜなら治安官がいて、……生命と自由のどちらかを危険にさらす。

Q1226 (E30) : 墓の掘りかえし行為は大きな警告をイングランドとスコットランドでまきおこすほど一般的であり、守衛が派遣され……たのはたしかである。

Q753 (E17) : [学生による墓の掘りかえし行為も] 感情的に嫌悪されるだけでなく、個人のきわめて大きな危険をとともなうものでもあり、……墓の掘りかえしの最中に銃撃されたりすることもあった。

Q434 (E11) : 墓あばき業者の行状については、死体が容易に得られるときは主犯として雇われる人数はきわめて小さい。いさかいが生じて、かれらは多くの集団にわかれる……。

Q788 (E18) : こうした者たちは、おなじ墓場にあつまると、相互に傷つけあい、……死体を獲得したときに分け前がないと、……または、死体が売却されたときに金銭を得られないと……、つぎの日には密告する。

Q1259 (E31) : [墓あばき業者は] 死体を解剖学の講堂で見つければ、ひそかにもちさった。……墓あばき業者のさまざまな集団が、死体を講堂にもちこむ以前にもめて、別の家屋へ押し入り、死体を盗んだ多くの事例を知っている。非常に暴力的で、死体を切り刻み、敵対する集団の家へともってゆき、そこに群衆をあつめた……。

Q342 (E7) : 墓あばき業者は概して教授たちに誠意を保っているとはいえ、きわめて悪しき状態にある。……場合によっては死体を盗み、教授たちを密告し、仲間を売るのはさらに頻繁である。

Q785 (E18) : 死体をあつめるのに雇われている者で、日々の暮らしをそれで立てているのは、……現在ではロンドンで40~50人が死体あつめの名目をもち、しかし、それで生計を立てているのは自分のほかに2名である。

Q956 (E24) : 墓あばき業者について意見を述べれば、……悪漢のなかでももっとも非道な者たちである。

Q1261 (E31) : 墓あばき業者は、わずかな例外をのぞいて、社会でもっとも価値のない集団であり……もっとも忌むべき者たちである。

1820年代にはいり、二つの巡回法廷において謀殺罪で死刑となった犯罪者の死体に

関連する司法の判断がくだった。ひとつは、典獄が死体を埋葬せず、販売して処分し有罪となり、もうひとつでは、死体を掘りだされたものと知りつつも解剖する目的で保有した解剖学校教師が軽罪に問われた。1) で言及したとおり、外科学の修得に解剖を必須とみなし、医学の進展を公共善に寄与するものと主張する外科医師会や解剖学校の教師にとって、この判断は認めがたかった。さらに、墓の掘りかえしからはじまるものでありながら、墓あばき業者が裁かれない点も理不尽であった。かれらは業者を「一団の窃盗犯」と罵った。一方で、業者じしんは法が改正されたなら墓あばき業はやめると応答した。

Q1154 (E29) : 軽罪をおかすことなく死体にさわるとはほとんど不可能であり、軽罪であると最初に確定した訴訟は……1788年の王座法廷でのものであった。

Appendix, No 22 (検察 対 被告人葬儀業者カンディク。罪状は解剖されるべき処刑後の重罪者の死体を販売し処分したこと、キングストンのレント開廷期の巡回法廷にて、1822年、グレイアム判事の面前でおこなわれた。D&R 巡回陪審裁判報告第1巻13ページからの抜粋) : 州監獄の典獄は葬儀業者を雇い、死体を埋葬させる権限を有した。……死体はその後に外科医のところで解剖される途中で発見され、エドワード・リーのものと確認された。……陪審は被告人を有罪と評決した。

Q1102 (E28) : 外科医が掘りだされた死体を保有していたら、ロンドンにおいて警察判事はそれを違法行為であると認識するが、……知るかぎり、みなしていないのが確実である。

Q1103 (E28) : 最近のランカスタ〔巡回法廷〕での評決は……解剖の目的で死体を掘りだされたものと知りつつ保有した者は、それだけで軽罪で有罪であると決定されたと報告された。……「謀殺者以外の死体は合法的に解剖することはできない」。

Q1158 (E29) : 現在、労役所の管理者において外科医に解剖用の死体のうけとりを認めることは非合法であり……軽罪である。……訴訟は……キングストンにおいて財務府法廷判事グレイアムによって決せられた。

Q233 (E4) : この主題についての法律はいまや矛盾をきたしており、何らかの変更があきらかに必要である……。わたしの理解が正しければ、解剖の目的のために死体を保有した者は……それじたいが犯罪であり、罰金と拘禁をもって罰せられる。

Q347 (E7) : 法律が死体を獲得する便宜を提供するように構成されれば、医学界は墓の掘りかえしを継続する者を取りしめる法律の施行にたいして確実に協力する。

Q813 (E18) : 法律が上記のように変更されたら……、いまの仕事はつづけない。

6) 海外の大学にいるイングランド人学生

海外の大学等の所在地であげられるのは、パリ、ライデン、さらには王認外科医師会や薬種商カンパニーのあるロンドンにとって域外にあたるエディンバラやダブリンである。とくに、関心をもたれたのが死体試料の配分機構を整えていたパリの状況であっ

1832年解剖学校規制法の成立

た。質疑にたいする応答に異論はほぼなく、これらを学生の流出、解剖学校にとっての損失と位置づけた。

Q535 (E12) : パリにいたころ、イングランド人の医学生や外科医学生の総数は……1822年でおおよそ30, 40人であり、その後急増した。

Q248 (E4) : 外国の学校で勉強した学生の習熟度は高い。最良の部類である。

Q307 (E6) : 国内の講師や教育にたずさわる者にとって留学する学生の数は損失である。

Q516 (E12) : パリにいる解剖学の学生数を正確に述べることはできないが、しかし、はじめてパリに行ったときには500から600人がいたし……、最近には非常に増加し、とくにイングランドの学生が流入していることによる。

Q568 (E13) : パリの学校において解剖に従事する学生の数は、……1827年の学年の最初の3か月において、ほぼすべての学生によって1500人の登録数があり、この1500人にくわえて、かなりの数が登録をしないで解剖をおこなう。

7) 死刑囚の死体

1832年の解剖学校規制法は第16条において、「故国王陛下の治世第9年に制定された法律(9 Geo. IV [1828年], cap. 31: 「対人犯罪整理統合法」)が……法廷に権限をあたえ、法廷が適切とみなすならば、謀殺罪をもって有罪とされた者の身体を刑の執行後に解剖に命じられるとしていたが、同制定法はこれをもって廃止される」とした。1828年法が「整理統合」したなかにおいて死刑になったすべての謀殺犯の解剖をみとめていたのは1752年の「謀殺罪法(25 George II, cap. 37: Murder Act)」であり、ほぼ同一の内容が継承されたから、死刑囚の死体を解剖に供することの評価は1752年から70年あまりつづく体制への評価ともいえる。

評価は最悪である。解剖実践にたいする公衆の悪感情の根源、反感を増大させ、偏見を悪化させるのが死刑囚の死体の解剖であった。それは、謀殺罪法の規程によって解剖が刑罰の一部となったこと、つまり、法廷の判決に「解剖さるべし(to be dissected)」の語句がふくまれることにもとめられた。解剖が外科学を学び、外科手術をおこなうのに必要な技術を修得するのに必須であると1)で主張した者たちは、その解剖に付された負の烙印をとりのぞくために謀殺罪法の廃止をもとめた。1752年法は、唯一の合法的な解剖用の死体試料が謀殺罪で処刑された者の死体であることの根拠ともなっており、5)にあった死体保有を軽罪とする司法判断につながっていった。1752年法の規程に代わる死体試料の確保手段として、チャリティ施設において死去したひきとり手のない、公費で埋葬する死体、遺贈=献体の合法化、死体の売買の合法化が浮上してくる。

Q387 (E8) : イングランドにおける公衆の感情の状態の要因として帰せられるのは、解剖が謀殺にたいする刑罰の一部にされていることと、死体が墓の掘りかえしによ

て獲得されるという方法に大いにもとづいている。

Q880 (E21) : 最近のランカスタにおいてある判事によって示された意見……謀殺者以外の死体は合法的に解剖されない……は承知しており、……法律の廃止されるべきことが本質的であると考ええる。

Q227 (E4) : 「謀殺者や自殺者の死体を解剖にまわす政策は」きわめて人を不快にさせるものであり、この主題について既存の偏見を維持し増長させるようにあきらかに仕組まれたものである……。

Q346 (E7) : 謀殺者の死体をあたえることが公衆の感情の状態におよぼす効果は、謀殺という犯罪にたいする処罰の一部として解剖を公衆に考えさせるものである。

Q364 (E8) : ほとんど疑問の余地なく、謀殺者の死体を解剖に付することは公衆の解剖にたいする反感を悪化させる傾向をもっている。

Q420 (E10) : 謀殺者の死体を解剖学校へ供与する法律を廃止すると、死体が解剖されることにたいして友人や親類のもつ感情をやわらげることに強力に作用するであろう。

Q846 (E19) : この国〔イングランド〕にある解剖学の学校に死体試料を供給する方法について……、まず第一に、供給を謀殺の刑罰の一部とする法律を廃止し……、第二に、解剖の目的で死体試料を保有することを軽犯罪とする法律を廃止し……、第三に、労役所、病院、ならびにそのほかの善意の制度・組織において死亡したすべての者の死体は、ひきとり手がなく、公費で補助されたり、埋葬されたりするなら、解剖に供せられるべきであり、その後遺体はキリスト教徒として埋葬されるべきであるという意見である。

Q1182 (E31) : 屈辱的な刑罰の一部とする帰結を撤廃することは……公衆の感情を……調和させるのに益があると考ええる。

Q1309 (E29) : 死体試料の豊かな供給は……友人のいない貧民からをおいてなく……その感情は社会のほかの階層とおなじく和緩させられるべきである。第二の手段として、……解剖が謀殺者の判決の一部となることに関連した法律は廃止されるべきである。第三に、遺贈が合法化されるべきであり……そうならば、その名前を文書に付した者たちの大半は死体を遺贈するであろう。……第四に、病院や労役所で死亡した者たちの死体の保有権を秘密裏の購入によって獲得することを推奨する。公然と貧民の死体を流用することは民衆の憤りをかきたてる可能性が高い。

8) 公的な機関で死亡したひきとり手のない死体、監獄船の死体、労役所の死体

前項の最後に公共施設での死亡者が謀殺罪死刑囚の遺体に代わる死体試料の供給源としてあげられた。とくに、外科医師会やパリの医学校の経験者、解剖学校の教師から応答があった。

まず、応答者は死体売買を合法化することをもとめた。解剖の目的で外科医が死体

1832年解剖学校規制法の成立

を保有することが軽罪でなくなるからである。ついで、外科医が労役所／救貧院や病院、監獄などから葬儀や埋葬の担保金を支払って死体を獲得し、教区の貧民監督官や典獄をはじめとする公共施設の長が解剖に付す死体を外科医に配分する権限を有することにする。配分する死体には条件があり、死亡するまでに病院や教区の基金などの公費によって扶養され、死後にひきとり手のない／請求されない、友人や親類のいない者の死体にかぎられた。限定があったとはいえ、ロンドンの教区から報告された数を見れば、2) や 3) で検討された解剖実習等に必要死体数はゆうにこえる。むしろ、世論や公衆の感情、解剖にたいする反感を考慮に入れたからこそ、施設の長が配分する死体は限定されなければならなかった。10) に示すように、外科医から担保をとる提案もまた葬儀と埋葬を確保し、キリスト教徒としての礼節が保たれることで、世論を懐柔する方策であった。なお、懐柔の成否の見通しは応答者に差異がある。

Q130 (E2) : この委員会は多くの人びとが労役所と病院において請求されずに死ぬ……と知っている。……貧民監督官には解剖に強い反感をもつ者もあり、簡単には死体を渡さないが……、しかし、……法的に正当化されたなら、すすんで渡す者もいる。……最初になすべきことは、解剖が内科学と外科学に有益となろう知識を獲得する目的であれば合法的であり、適切であると宣明することであり、……個人が最後の遺言で拒絶の意を表明していれば誰も解剖されないことである。

Q173 (E3) : パリその他では警察によって昼ひなかに死体が分配される。……公衆の気持ちもすぐに状況に慣れるものである。

Q292 (E6) : 死体試料にほかの供給源があるとすれば、血縁者や友人から請求されない者の死体、監獄において同様の状況下で死亡した者の死体、輸入された死体である。

Q455 (E11) : 労役所からの死体供給を確保するやり方について思いうかぶのは、何回かの調査をおこなったなかでとくに聖ジェイムズ教区の労役所である。その教区で1827年1月1日から12月31日までに171名が死亡し、138名を教区が、33名を友人が埋葬した。労役所で死亡し、教区が埋葬したのは44名であった。

Q980 (E25) : 外科医によって……礼節ある葬儀と埋葬がうけられるように保証金が支払われるなら、労役所や教区施療所で死亡した者の死体を、親類からひきとられないなら、解剖に供与しても反対は……まったくないと理解する。

Q1373 (E33) : 大陸から十分な数量の死体試料が獲得され、防腐処理が用意されれば、解剖学の目的に適切な死体試料となる……と考えるが、しかし、……500または700体の死体試料が1年間に解剖の目的でもとめられ……、病院、労役所、監獄のような公共施設において1年間に死亡し、ひきとられない者たちの数は1,000名をこえる……。外国の供給源に頼れば、戦時には供給がすぐさま途絶える。……ひきとり手のない人物の死体を解剖させれば……豊富な供給を確実にできる。

Q1436 (E37) : 墓の掘りかえし行為を排除することが目的であると保証されても死

体が埋葬されないなら、労役所で死亡し、友人や親類の誰からもひきとられない者たちの死体を解剖のために外科医に供与することにたいして反感を教区の住民のころのなかに生じるはずである。しかし、……適切かつ慣習にしたがって埋葬されると保証されるなら、……いっさいの反対はないであろう。

Appendix, No 4 (グラスゴー大学の解剖学教授ジェフレイ博士による、解剖用の死体試料を獲得するさいの困難にかんする問いあわせにたいする回答) :

法律は解剖用の死体を保有していたことが発覚した者にたいして非常にきびしいので軽減されるべきであり、死体試料の購入を合法化することで平凡になされるといえる。……存命中にはその親類にほとんど関心をはらわなかった者たちが、病院または貧民院で死亡させ、公費で埋葬されるのに、騒ぎたてたりする権利や利益を主張する根拠や権利はない……。ひきとり手のない死体は……大都市において必要な供給にこたえる十分以上のものである。

Q356 (E7) : 監獄から死体を獲得すること、および、死体を海外から輸入することについて、謀殺者と自殺者の死体を解剖のために供することが賢明でないのとおなじ理由から、監獄において死亡した者に強制するべきでなく、友人のない死体だけが供されるべきである。……輸入する死体は……全般に役に立たない。はこばれてくるあいだに腐敗する。

Q500 (E11) : フランスにおいて解剖にたいするいっさいの偏見がない理由は……強引にうばわれないから親戚や友人の感情は害されない……。供給がこの国でもおなじ方法で獲得されれば、偏見はたちどころに鎮まると思う。

Q506 (E11) : グランパス病院船では友人のいない100人もの外国人船員が死亡するし……、多くのチャリティ施設や懲治監獄もあり、……死体の獲得される可能性のある多くの場所がある。

Q982 (E25) : ほかの犯罪者の死体にも拡張されるなら、……公衆の感情は解剖にたいしていっそうの敵意に満ちたものになるであろう……。

Q1230 (E30) : 解剖後に埋葬がおこなわれるなら……一定の期間がすぎれば、世論は和解すると考える。

Q211 (E3) : [外科医が死体試料を使用したあと、キリスト教徒として適切な埋葬をすることで] 公衆の感情をあらゆる点においてすこしも侵害しないように業務をおこなうことを外科医に最大の義務として課してきた。

Q899 (E21) : 解剖者の側に……解剖後の遺体の葬儀と礼節にのっとった埋葬を義務づけるのは可能であると考え。……それが解剖にたいする偏見をおおいに緩和するであろう。

Q968 (E17) : 配分方法には……困難が想定されるが、しかし、各都市の解剖学の教師が結社をつくり、特定の場所……に運ばれたすべての死体がうけいられ、一定の金額の支払われることを保証する……。

1832年解剖学校規制法の成立

Q930 (E22) : 外科医にひきとり手のない死体を供与した場合に、埋葬の費用を外科医に負担させるのは、……おそらく葬儀費用の2倍が適切な額であろう。あまったなら病人の救済や教区の何らかのチャリティの基金とすればよい。

Q1457 (E38) : 解剖学校が……埋葬手数料と死体を埋葬する費用を支払うと想定すると、……教区の基金のいちじるしい助けとなるのが確実であろう。

Q465 (E11) : 解剖学校の校長が死体の残された部位にたいして適切な葬儀を施すことを余儀なくされる礼節の保持には、はっきりと同意する。

Q208 (E3) : [請求されない死体を、公的な組織によって提供することを認める法律は] まちがいなく任意である。……病患にあつて公費によって維持されてきた者たち、結果的に公衆に債務を負って死ぬ者たちは、自分の身体を公共善にうったえ、あたえるべきであり、わたしじしんも躊躇しない。……その場合には、誰の感情も害されない。

Q847 (E19) : その法律は……死体の配分を差配する効率的な部局または役人をおき、……供給が充分であれば、義務をさだめたものでなく任意をみとめる法律でよいと思う。

9) 死体の輸入

謀殺罪死刑囚の処刑後の遺体にかわる供給源として大陸ヨーロッパやアイルランドからの輸入が有力視されたことは、すでに4)において言及した。1828年当時の内相ロバート・ピールは7)に示した公共施設のひきとり手のない死体の供出にも、また、この輸入策にも賛成の意を示し、通関の困難を排して政府の保護下でおこなわれるべく尽力した。検討や尽力がありながら、結果的に輸入が解剖用死体を供給する主要な手段とならなかったのは、防腐手段の限界と学生の流出に見られた対外的な外科学の競争力の維持とが影響をおよぼしたと考えられる。

Q70 (E1) : [輸入によって死体を獲得する方法を阻害する主要な困難は] もちこむのに必要な時間であり、……また、国内外の通関にかんする懸念である。

Q71 (E1) : [解剖室で] 死体をつかえるようにととのえる手段があり、かなりの期間を保持することができる。

Q72 (E1) : [死体を輸入するシステムが一定のていどまで政府の保護下に組織できるとすれば] 非常にのぞましい供給方法であろうし、困難を克服できるものとする。

Q391 (E9) : 死体を相当な時間にわたって維持する方法は、よく知られたもの以外にはないが、さらし粉、つまりは石灰の塩化物を使用することで十分である。

Q1372 (E33) : ……1年前に解剖された死体試料が、防腐剤の使用によってまだ筋肉が骨についている状態をたもつ……ような標本の方法は一般的に知られていない。保存することにつかわれる唯一の手段は、食塩 (common salt) である。

Q1215 (E30) : 死体を処分することを軽罪とするすべての法律を廃止し、合法的に

保有する死体を人びと一般に処分させるほうが、特定の病院や労役所に死体の供出を認めるよりもよい……とはいえない。事業の問題だけなら、事態はそのままにしておけばよい。医学者や死体を受けとる利害関係者は、外国または病院や労役所から獲得すべきであり……、偏見が非常に強く、立法化しても絶対にそれを取りのぞくことはない……。

Q115 (E3) : 昨年にピール氏とこの主題について何度も面談をしました。……ピール氏はこの主題について多くの配慮をし、海外から死体を輸入するのにたいする障害を除くことにより多大なことをなさいました。

10) 解剖後の死体の処理

解剖にたいして公衆がいただいた悪感情の原因のひとつは、7) でふれた刑罰の一部であったことがあげられるが、くわえて、それに関連した民衆の死生観もあった。解剖は死刑の加重刑として鉄鎖の晒しと二者択一であり、両者はキリスト教徒としての埋葬をおこなわない点で共通した。つまり、解剖は墓を掘りかえしてあばくのとおなじく、死者にたいする冒瀆行為であり、犯罪の社会史研究における1752年法の評価にあるとおり、民間の禁忌を意図的についた刑罰であった。

ただし、社会全体の死体損壊にたいする関心について証言はわかる。「偏見」が非常に強く、葬儀や埋葬を保証する立法があっても完全にそれを取りのぞくことは不可能であるとする証言がある一方で、数年もすれば反感はなくなるとする楽観論もあり、後者の論拠として病死者などたいする病院での検案を受容した経験があげられた。さらには、すでに完全に無関心であるという極論もある。教区の立場から、墓の掘りかえしにそなえて壁を高くしたり、あらたに夜番を雇用したりすれば相当の費用がかかり、公費による埋葬とあわせて好ましからざる負担であるとの意見もあった。

1832年の制定法では、キリスト教徒としての埋葬は第13条に規定された。埋葬証明書の発行も必要である。貧民は無関心であるとする証言があったにもかかわらず、この配慮がなされたことから、公衆や社会全体として想定された人びとが下層の人びとをふくんでいたかという疑問が生じる。頑丈な金属製の棺に入る中間階層以上の人びとの感情こそが、また、「下層の人びと」の語を使って法案に反対する議員の論拠こそが、念頭にあった可能性がある。偏見を断つ最良の方法としてあげられるのが、解剖学教室の開放であり、解剖の本質を理解することであるとする応答者のもちいた「公衆」は、その機会のある者にかぎられる。労働者一般、下層民、さらには労役所の貧民に解剖学教室を見学する余裕はおそらくなかった。

Q1183 (E29) : 公衆は解剖が親類の死体におこなわれることによって個々に痛感されるを除いて解剖に反感をもたないと意見したが、墓の掘りかえし行為にあらがう全般的な感情を説明すれば……、それじたいははげしい憤りであり、あらゆる人びとの目にきわめて不快なやり方できわだたせるからである。

1832年解剖学校規制法の成立

Q1133 (E28) : [墓の掘りかえし行為を防止する法律が厳格に施行され、病院や労役所で死亡し、死後の一定の時間内にひきとられなかったすべての者の死体が解剖されてよいとされ、解剖後の遺体が礼節をもってキリスト教徒としての埋葬をされても] そうした規則は……公衆の非常に多数にとってきわめて不快なものであると思う。

Q1128 (E28) : 法律が一般法とされ、近親者や合法的に死体を保有する者に解剖のために死体を処分することをみとめたなら、公衆の感情にまったく偏見を生じることなく、さまざまな学校に供給するのを大幅に容易にする……が、しかし、公衆の感情に偏見を生じないかどうかはおおいに疑わしい。

Q1141 (E28) : キリスト教がこの国 [イングランド] の法律の一部であり……、この国で死亡したあらゆる人はキリスト教徒としての埋葬をうける権利をもつ……そうした抑制が社会の人びとの心にさまざまな感情を生みだすはずであり、……その先を理解することはできない。

Q128 (E2) : 慣習は漸進的にとりいれられ、数年もすれば反感はなくなるであろう。……解剖にたいする偏見は25年前よりははるかに小さい。

Q148 (E2) : [検案をおこなうことにたいする嫌悪は減少している] そう思う。

Q906 (E22) : 個人的な経験から、貧民が解剖の実施にかんしてとる見方に……判断する手段がない。しかし、確実に反感であると考える。……しかしながら、きわめて非常に目立つ無関心が貧民のあいだには直接的かつ個人的に関係しないものについてあり……これまで親類の死体の検査にたいして示すのが常であった反感に顕著な減少が見られ、そうした検査をおこなうのに現在はいっさいの困難がはさまれない。……しかし、まだ死体を完全に供与することには……かなりの偏見があるかと思う。

Q983 (E25) : 貧民の、さらにはすべての階層の感情に敬意を払うことはできないが、しかし、……こうした感情は強力でも、あるいは、通常に想像されているほどにはとりのぞくのが困難でもない。……死後の身体を検査することから類推すると……貧民を説得し、そうした検査の重要性を説明すると、同意を得るのに成功した。

Q1135 (E28) : 現在の苦しい疾病が……付随する解剖の恐怖には勝らない……のが多くの事例であり、しかし、一般論ではない。

Q1054 (E27) : 病院と密接に結びついた施設において解剖がおこなわれていると知ることが患者を妨げることは……確実にない。

Q469 (E11) : 解剖室で見たものから意見は影響をうけず、……公衆がより頻繁に解剖室を見るようになれば、偏見は消滅するであろう。

Q965 (E17) : 公衆が解剖の本質を知るようになるとき、解剖を嫌う偏見は除去される。

Q1435 (E37) : 教区は……墓あばき業者を近づけさせない目的で、追加の夜番を高給で雇うのに相当な支出をしており、夜間の埋葬場所を防衛するために雇われた追加の夜番がいる。

Q1436 (E37) : 教区の住民は……適切かつ慣習にしたがって埋葬されると保証されるなら、……いっさいの反対をしないであろうと述べる。

Q1454 (E38) : 墓の掘りかえし行為にとってかわる手段になるなら……、それについて考えることに教区民は何も支障はないと考える。……完全に無関心の案件であろうと考える。

Q1210 (E30) : 友人や親類によってひきとられない死体を供与することで、病院や労役所から死体の供給を獲得するように提案されたことを考慮……した。……死後24時間以内に死体は移動され、さもなければ病院によって埋葬または処分されることになる。……24時間以内に当事者が請求すれば、それでよい。しなければ、死体試料はまず解剖外科学のために供され、ついで埋葬される。